

令和6年度

# 保険料改定のお知らせ

令和6年3月

名古屋市食品国民健康保険組合

改定保険料は下表のとおりです。(令和6年4月分より)

区 分		1人あたりの月額保険料			
		令和6年度		令和5年度	
甲組合員 (事業主)	医療給付費分	19,400	16,400	17,400	14,800
	後期高齢者支援金分(※1)		3,000		2,600
乙組合員 (従業員)	医療給付費分	15,100	12,100	13,400	10,800
	後期高齢者支援金分(※1)		3,000		2,600
家族	医療給付費分	9,700	6,700	8,300	5,700
	後期高齢者支援金分(※1)		3,000		2,600
介護保険第2号被保険者(※2)			3,500		3,100

### 後期高齢者支援金分(※1)

75歳以上(65歳～74歳の一定の障害がある人を含む。)の後期高齢者は、市区町村の広域連合が運営する「後期高齢者医療制度」に加入します。その医療制度の財源「約4割」は、国民健康保険や健康保険組合など現役世代の加入する医療保険から支援金として賄う仕組みとなっており、国から示される係数をもとに当組合で計算し、医療給付費分にあわせて納付していただくものです。

### 介護保険第2号被保険者(※2)

介護保険制度は、市町村及び特別区(広域連合を設置している場合は広域連合)が運営しており、65歳以上の方(第1号被保険者)と40歳以上65歳未満の国民健康保険や健康保険組合などの医療保険に加入している方(第2号被保険者)が被保険者となります。その介護保険制度の財源「27%」は、第2号被保険者が加入する医療保険から納付金として賄う仕組みとなっており、国から示される係数をもとに当組合で計算し、医療給付費分にあわせて納付していただくものです。

### あなたの毎月の保険料は

#### 世帯人員別保険料(甲組合員…事業主)

	介護保険料⇒	介護保険第2号被保険者該当者数						
		0人	1人	2人	3人	4人	5人	+1人
		0	3,500	7,000	10,500	14,000	17,500	+3,500
世帯人員数	1人	19,400	22,900					
	2人	29,100	32,600	36,100				
	3人	38,800	42,300	45,800	49,300			
	4人	48,500	52,000	55,500	59,000	62,500		
	5人	58,200	61,700	65,200	68,700	72,200	75,700	
	6人	67,900	71,400	74,900	78,400	81,900	85,400	
	7人	77,600	81,100	84,600	88,100	91,600	95,100	
	+1人	+9,700						

#### 世帯人員別保険料(乙組合員…従業員)

	介護保険料⇒	介護保険第2号被保険者該当者数						
		0人	1人	2人	3人	4人	+1人	
		0	3,500	7,000	10,500	14,000	+3,500	
世帯人員数	1人	15,100	18,600					
	2人	24,800	28,300	31,800				
	3人	34,500	38,000	41,500	45,000			
	4人	44,200	47,700	51,200	54,700	58,200		
	5人	53,900	57,400	60,900	64,400	67,900		
		+1人	+9,700					